

# 国保の指導監督業務について

# 平成30年度国保制度改革

- 平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化。
- 市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う。

国民健康保険法【平成30年4月1日施行】

(保険者)

第3条 都道府県は、当該都道府県内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)とともに、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

2 (略)

(国、都道府県及び市町村の責務)

第4条 国は、国民健康保険の事業の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、第一条に規定する目的の達成に資するため、保健、医療及び福祉に関する施策その他の関連施策を積極的に推進するものとする。

2 都道府県は、安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保その他の都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険の事業の健全な運営について中心的な役割を果たすものとする。

3 市町村は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、国民健康保険の保険料(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。第九条第三項、第七項及び第十項、第十一条第二項、第六十三条の二、第八十一条の二第一項各号並びに第九項第二号及び第三号並びに附則第七条第一項第三号並びに第二十一条第三項第三号及び第四項第三号において同じ。)の徴収、保健事業の実施その他の国民健康保険事業を適切に実施するものとする。

4 都道府県及び市町村は、前二項の責務を果たすため、保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との有機的な連携を図るものとする。

5 都道府県は、第二項及び前項に規定するもののほか、国民健康保険事業の運営が適切かつ円滑に行われるよう、国民健康保険組合その他の関係者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収等)

第106条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

- 一 厚生労働大臣 都道府県若しくは市町村若しくは組合又は連合会
- 二 都道府県知事 当該都道府県知事が統括する都道府県内の区域内の市町村若しくは組合又は連合会

2・3 (略)

(組合等に対する監督)

第108条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第百六条第一項の規定により報告を徴し、又は検査した場合において、組合若しくは連合会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が法令、規約若しくは厚生労働大臣若しくは都道府県知事の処分違反していると認めるとき、確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を処分する等著しく事業の適正な執行を欠くと認めるとき、又は組合若しくは連合会の役員がその事業若しくは財産の管理若しくは執行を明らかに怠っていると認めるときは、期間を定めて、当該組合若しくは連合会又はその役員に対し、その事業若しくは財産の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2・3 (略)

4 組合又は連合会が第一項の規定による命令に違反したときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、当該組合又は連合会の解散を命ずることができる。

5 組合又は連合会の事業若しくは財産の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、当該組合又は連合会(都道府県知事にあつては、当該都道府県知事が統括する都道府県の区域内の当該組合又は連合会に限る。)の解散を命ずることができる。

# 国民健康保険における指導監督

## ○指導監督の目的

指導監督は、都道府県知事が国民健康保険法、地方自治法等による権限に基づき、国民健康保険の実施状況について実地に指導監督を行うものであるから、指導監督に当たっては、単に監査的見地から事務の執行について適否を調査する等に留まることなく、国民健康保険の適正かつ効率的な事業運営の方針について指導監督を行うものとする。

## ○指導監督の実施方法

### (1) 一般指導監督

定期的に事業運営状況を実地に確認し、適正かつ効率的な事業運営の方策について助言・指導を行う。

- ・市町村・国保組合 原則として2年に1回
- ・国保連合会 原則として年1回

### (2) 特別指導監督

事業運営について改善すべき事項が認められ、その改善状況の確認が必要な場合もしくは緊急に指導監督の実施が必要と認められる場合に実施。

## ○指導監督の実施

指導監督については、事業運営の適正化及び財政運営の健全化・安定化に向け、下記の事項に留意して事業運営に努めるよう、適切に実施する。

- (1) 適用の適正化
- (2) 適正な賦課
- (3) 保険料(税)収入の確保
- (4) 医療費の適正化の推進
- (5) 保健事業の推進
- (6) 国保連合会の事業の推進
- (7) 事務処理の適正化

国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監督について(基本通知)

【平成24年2月17日厚生労働省保険局長通知】

国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会に対する指導監督の実施について

一別添 国民健康保険の指導監督実施要領

【平成24年2月17日厚生労働省保険局国民健康保険課長通知】

○ 厚生労働省に対する報告

指導監督の実施結果について、翌年度の4月末日までに地方厚生(支)局に報告する。

※ 上記通知について、平成30年度制度改革を踏まえて改正を行う予定。